

広島市総合防災センター指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市総合防災センター 広島市安佐北区倉掛二丁目33番1号
- (2) 設置目的
防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の応急活動の拠点とすることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 防災に関する資料及び装置の展示
イ 防災に関する教育、指導及び相談
ウ 防災に関する講習会、講演会等の開催
エ 防災に関する調査研究及び図書等の作成頒布
オ 防災用資機材の備蓄及び保管
カ その他市長が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
一般財団法人広島市都市整備公社

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
一般財団法人広島市都市整備公社
- (2) 非公募とする理由
広島市総合防災センターは、市民や事業所従業員等への防火・防災指導、防火管理講習などの防火・防災に関する資格講習など、防火・防災に関する知識及び技術の普及向上を行うとともに、防災センターの庁舎をはじめ、展示装置及び消防訓練施設等の維持管理、災害発生時の避難場所の開設などを主な業務としている。
さらに、地域防災計画等の見直しが行われた場合、見直し内容に応じて、指導内容を柔軟に変更する必要がある、また、国内外で発生した様々な災害に対応して、必要な研修を追加するなど、指定管理者にはこれまで以上に本市のニーズに迅速・的確に対応できる能力が必要となる。
このため、防火・防災に関する専門知識と豊富な経験を持つ職員を多数有し、継続的・安定的な行政サービスを提供することが可能な一般財団法人広島市都市整備公社を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和7年4月1日～令和12年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休館日
(ア) 日曜日
(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(ウ) 8月6日
(エ) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
イ 開館時間
午前9時から午後5時まで
ウ 特記事項
(ア) 申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
(イ) 市民サービスの向上を図るため、本市において、必要があると判断した場合は、休館日や開館時間を変更することがある。
- (5) 業務の内容等
ア 防災センターの次の事業の実施に関すること。
(ア) 防災に関する資料及び装置の展示
(イ) 防災に関する教育、指導及び相談
(ウ) 防災に関する講習会、講演会等の開催
(エ) 防災に関する図書等の作成頒布
(オ) その他市長が必要と認める事業
イ 防災センターへの入館の制限に関すること。
ウ 防災センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
エ その他市長が定める業務
オ 特記事項
(ア) 申請者から本市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
(イ) 避難場所として使用される場合は、本市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
(ウ) 本市又は他の団体が施設を使用する場合があるので、適切に対応すること。
- (6) 配置人員
ア 7人を標準とする。

イ 専門職員の配置

研修業務実施のため、講師として次のいずれかに該当する専門職員6人を標準とする。

- (ア) 国又は地方公共団体の職員として、防火・防災に関する実務経験を有し、管理監督的な職（消防吏員経験者にあつては消防司令補以上の階級）にあつた者
- (イ) その他防火又は防災に関する専門的な知識を有し、講演等の実務経験がある者

ウ 防火管理者等の配置

次の資格を有する者を必置とする。

- (ア) 甲種防火管理者（1人）
管理監督的な地位にある者とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。
- (イ) 準中型自動車の運転が可能な運転免許取得者（2人）
- (ウ) 危険物取扱者（1人）

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

4億1,235万1千円

なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

ア 指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。

イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 本市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【障害者雇用率の達成】	
① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも滞納していた場合	該当・非該当
【環境問題への配慮】	
ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション２１の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】	
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【地域貢献度】	
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が８割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が５割以上で８割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が２割以上で５割未満の場合	該当・非該当